

平成 31 年 (2019年) 分 給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書

所轄税務署長等 <b>土浦</b> 税務署長 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名)	国立大学法人 筑波大学	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日	明・大昭・平	年	月	日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出(提出している場合には、○印を付けてください。)
	給与の支払者の法人(個人)番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。		あなたの個人番号	* * * *		あなたの続柄	あなたの住所又は居所 (郵便番号 - )	
	給与の支払者の所在地(住所)	茨城県つくば市天王台1丁目1-1		あなたの住所又は居所			配偶者の有無	有・無	

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		老人扶養親族(昭25.1.1以前生)	平成31年(2019年)中の所得の見積額		住所又は居所	異動月日及び事由 (平成31年(2019年)中に異動があった場合に記載してください(以下同じ。))																				
		あなたとの続柄	生年月日		特定扶養親族(平9.1.2生~平13.1.1生)	非居住者である親族			生計を一にする事実																			
A 源泉控除対象配偶者(注1)						円																						
主たる給与から控除を受ける B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平16.1.1以前生)	1				<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円																						
	2				<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円																						
	3				<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円																						
	4				<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円																						
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	<input type="checkbox"/> 障害者 <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>該当者</th> <th>本人</th> <th>同一生計配偶者(注2)</th> <th>扶養親族</th> </tr> <tr> <td>一般の障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(人)</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(人)</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(人)</td> </tr> </table>			区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	一般の障害者				(人)	特別障害者				(人)	同居特別障害者				(人)	<input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> 特別の寡婦 <input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 勤労学生		左記の内容(この欄に記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の(8)をお読みください。)		異動月日及び事由
区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族																								
一般の障害者				(人)																								
特別障害者				(人)																								
同居特別障害者				(人)																								
(注)1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(平成31年(2019年)中の所得の見積額が900万円以下の人)に限ります。と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、平成31年(2019年)中の所得の見積額が85万円以下の人をいいます。 2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、平成31年(2019年)中の所得の見積額が38万円以下の人をいいます。																												

D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者		異動月日及び事由
					氏名	あなたとの続柄	
			明・大昭・平				
			明・大昭・平				

○住民税に関する事項

16歳未満の扶養親族(平16.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国外扶養親族	平成31年(2019年)中の所得の見積額	異動月日及び事由
2				平			円	
3				平			円	

○ 「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。



給与の支払者受付印

○この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。  
 ○この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。  
 ○この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。  
 ◎この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

## 1 申告についてのご注意

- この申告書は、平成31年(2019年)の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。
- この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動後の内容に補正してください。
- 年の途中で就職した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年の途中で従たる給与を主たる給与に変更した人は、変更前の主たる給与の支払者から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。
- 2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受ける給与だけでは源泉控除対象配偶者について控除を受ける配偶者(特別)控除や扶養控除、障害者等の控除の全額が控除されない場合には、源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族を分けて他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出することができます。
- 年末調整において、配偶者(特別)控除の適用を受ける場合には、平成31年(2019年)の最後の給与の支払を受ける日の前日までに、配偶者(特別)控除の額等を記載した「配偶者控除等申告書」を別途作成し、給与の支払者に提出する必要があります。
- 以下に掲げる親族が非居住者<sup>(注1)</sup>である場合には、その親族に係る「親族関係書類」<sup>(注2)</sup>をこの申告書に添付してください。
  - イ 扶養控除又は障害者控除の適用を受ける扶養親族
  - ロ 源泉控除対象配偶者である配偶者
  - ハ 障害者控除の適用を受ける同一生計配偶者
 また、年末調整において、上記のイ又はハに該当する親族について扶養控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、平成31年(2019年)の最後の給与の支払を受ける日の前日までに、その親族と生計を一にする事実(送金額等)を記載した扶養控除等申告書を別途作成し、「送金関係書類」<sup>(注3)</sup>を添付した上で提出するか、あるいはこの申告書の「生計を一にする事実」欄又は「左記の内容」欄に送金額等を追記し、「送金関係書類」を添付した上で提出してください(上記のロに該当する配偶者について配偶者(特別)控除の適用を受ける場合には、その配偶者と生計を一にする事実を記載した「配偶者控除等申告書」に「送金関係書類」を添付し提出する必要があります。)。

- なお、「親族関係書類」又は「送金関係書類」が外国語により作成されている場合には、訳文も添付する必要があります。
- (注) 1 「非居住者」とは、「国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続き1年以上国内に居所を有しない個人をいいます。
- 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの親族であることを証するものをいいます。
    - 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券(パスポート)の写し
    - 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。)
  - 「送金関係書類」とは、次の書類であなたがその非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。
    - 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたからその親族に支払をしたことを明らかにする書類
    - いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額をあなたから受領したことを明らかにする書類

## 2 記載についてのご注意

- 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は年齢16歳未満の扶養親族の個人番号を記載してください。  
(注) 一定の要件の下、個人番号を記載しなくても良い場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- 「給与の支払者の法人(個人)番号」欄には、この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又は個人番号を記載してください。
- 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
- 控除対象扶養親族が同居老親等である場合には、「老人扶養親族」欄の「同居老親等」に、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」にチェックを付けてください。  
また、控除対象扶養親族が特定扶養親族である場合には、「特定扶養親族」欄にチェックを付けてください。
- 「平成31年(2019年)中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記入してください。この場合、所得の種類が給与である場合には、収入金額から給与所得控除額(例えば収入金額が161万9千円未満の場合には65万円(収入金額を限度とします。))を差し引いた金額が給与の所得の金額となります。  
なお、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等などについては、配偶者(特別)控除や扶養控除の判定の基礎となる所得には含まれません。
- 源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けてください。
- 「生計を一にする事実」欄には、控除対象扶養親族が非居住者である場合に、年末調整時に、平成31年(2019年)中にその親族に送金等をした金額の合計額を記載してください。
- 「左記の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。
  - イ 障害者(特別障害者)……障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(障害の等級)などの障害者(特別障害者)に該当する事実。その人が同一生計配偶者又は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名(特別障害者であるときは同居の有無、個人番号(上記2(1)(注)と同じ)、住所又は居所、生年月日、あなたとの続柄及び平成31年(2019年)中の所得の見積額(これらの事項のうち「源泉控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「住民税に関する事項」欄に記載している事項については、氏名を除き、記載を省略できます。)
  - また、当該同一生計配偶者又は扶養親族が非居住者である場合には、その旨及び平成31年(2019年)中にその同一生計配偶者又は扶養親族に送金等をした金額の合計額(送金等をした金額の合計額は、年末調整時に記載)
  - ロ 寡婦又は寡夫……死別、離婚、生死不明の別、生計を一にする子の氏名及びその子の平成31年(2019年)中の所得の見積額などの寡婦又は寡夫に該当する事実。また、3の「①寡婦」の口に掲げる寡婦、「②特別の寡婦」又は「③寡夫」に該当する人については、これらのほか平成31年(2019年)中の所得の見積額
  - ハ 勤労学生……学校名と入学年月日及び平成31年(2019年)中の所得の種類とその見積額
- あなたの同一生計内における所得者が2人以上いるときは、あなたの扶養親族等(控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障害者である同一生計配偶者若しくは年齢16歳未満の扶養親族をいいます。)を他の所得者の扶養親族等としたり、また、その生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に記載してください。
- 「住民税に関する事項」欄には、扶養親族のうち年齢16歳未満の人(平成16年1月2日以後に生まれた人)について記載してください。

なお、その人が控除対象外国扶養親族<sup>(注1)</sup>である場合には、「控除対象外国扶養親族」欄に○印を付けてください。  
また、この欄に○印を付けた人は、親族関係書類及び送金関係書類を平成32年(2020年)3月16日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならぬ場合があります。<sup>(注2)</sup>  
(注) 1 「控除対象外国扶養親族」とは、国内に住所を有しない扶養親族のうち、年齢16歳未満である人をいいます。  
2 「住民税に関する事項」欄について、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

## 3 扶養親族等の範囲

<p>【①同一生計配偶者】 所得者(この申告書を提出する人をいいます。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、平成31年(2019年)中の所得の見積額が38万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人</p>
<p>【②控除対象配偶者】 ①の同一生計配偶者のうち、平成31年(2019年)中の所得の見積額が1,000万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が1,220万円以下)である所得者の配偶者</p>
<p>【③源泉控除対象配偶者】 所得者(平成31年(2019年)中の所得の見積額が900万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が1,120万円以下)の人)に限り、生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、平成31年(2019年)中の所得の見積額が85万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が150万円以下)の人</p>
<p>【④扶養親族】 所得者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、平成31年(2019年)中の所得の見積額が38万円以下の人</p>
<p>【⑤控除対象扶養親族】 ④の扶養親族のうち、年齢16歳以上の人(平成16年1月1日以前に生まれた人)</p>
<p>【⑥特定扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人(平成9年1月2日から平成13年1月1日までの間に生まれた人)</p>
<p>【⑦老人扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人(昭和25年1月1日以前に生まれた人)</p>
<p>【⑧同居老親等】 ⑦の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人</p>
<p>【⑨障害者(特別障害者)】 所得者本人又はその①の同一生計配偶者や④の扶養親族で、次のいずれかに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人……全て特別障害者になります。</li> <li>ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人……このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。</li> <li>ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人……このうち、障害等級が1級の人、特別障害者になります。</li> <li>ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人……このうち、障害の程度が1級又は2級の人、特別障害者になります。</li> <li>ホ 傷病者手帳の交付を受けている人……このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者になります。</li> <li>ヘ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人……全て特別障害者になります。</li> <li>ト 常に就床を要し、複雑な介護を要する人……全て特別障害者になります。</li> <li>チ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人(昭和30年1月1日以前に生まれた人)で、町村長や福祉事務所などからイ、ロ又はニに準ずる障害があると認定されている人……このうち、イ、ロ又はニの特別障害者と同程度の障害がある人は、特別障害者になります。</li> </ul>
<p>【⑩同居特別障害者】 ①の同一生計配偶者又は④の扶養親族のうち特別障害者で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人</p>
<p>【⑪寡婦】 所得者本人で、次に掲げる人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 次のいずれかに該当する人で、④の扶養親族又は生計を一にする(他の人の①の同一生計配偶者又は④の扶養親族とされている者、平成31年(2019年)中の所得の見積額が38万円を超える者は除きます。)のある人(イ)夫と死別した後、婚姻していない人、(ロ)夫と離婚した後、婚姻していない人、(ハ)夫の生死が明らかでない人</li> <li>ロ 上記イに掲げる人のほか、次のいずれかに該当する人で、平成31年(2019年)中の所得の見積額が500万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が6,888,889円以下)の人(イ)夫と死別した後、婚姻していない人、(ロ)夫の生死が明らかでない人</li> </ul>
<p>【⑫特別の寡婦】 ⑪の寡婦のうち、④の扶養親族である子を有し、かつ、平成31年(2019年)中の所得の見積額が500万円以下の人</p>
<p>【⑬寡夫】 所得者本人で、次に掲げる人のうち、⑪のイの生計を一にする子があり、かつ、平成31年(2019年)中の所得の見積額が500万円以下の人(イ)妻と死別した後、婚姻していない人、(ロ)妻と離婚した後、婚姻していない人、(ハ)妻の生死が明らかでない人</p>
<p>【⑭勤労学生】 所得者本人で、次の全てに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生であること。 (注) 専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生については、文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書(書)の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書(証明書)を添付してください。</li> <li>ロ 自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得(以下「給与所得等」といいます。)があること</li> </ul>
<p>ハ 平成31年(2019年)中の所得の見積額が65万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が130万円以下)であって、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下であること。</p>

平成 31 年 (2019 年) 分 給与所得者の扶養控除等申告書の記載例

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記します。 一定の要件の下、個人番号の記載が不要となる場合があります。 2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

給与の支払者の所在地等の所轄 税務署長とあなたの住所等 土浦 板橋 市区町村長

平成 31 年 (2019 年) 分 給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書

あなたの氏名 サトウ カズオ (フリガナ) 佐藤 和夫 (印)

あなたの生年月日 大 43 年 10 月

世帯主の氏名 佐藤 和夫

あなたの職柄 本人

あなたの個人番号 (9桁) \* \* \* \* \* 1 2 3 4 5 6 7 8

あなたの住所又は居所 東京都板橋区大山東町35-1

配偶者の有無 (有) 無

扶養控除等申告書の提出 (提出している場合は、○印を付けてください。)

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない親族

年末調整の際に、送金額等を記載した扶養控除等申告書を別途作成するか、提出したこの申告書に送金額等を追記します (送金関係書類等の添付等が必要です。)

【源泉控除対象配偶者】 所得の見積額が85万円を超える人は、源泉控除対象配偶者には該当しません。 【控除対象扶養親族】 所得の見積額が38万円を超える人は、控除対象扶養親族に該当しません。

区分等	(フリガナ) 氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所
源泉控除対象配偶者 (注1)	サトウ ヨウコ	妻・大	10・2・4	東京都板橋区大山東町35-1
源泉控除対象配偶者 (注1)	佐藤 洋子	妻・大	10・2・4	1234 Kokuzei Street, ... USA
源泉控除対象配偶者 (注1)	サトウ マモル	子	10・2・4	
控除対象扶養親族 (16歳以上) (平16.1.1以前生)	佐藤 茂	子	15・3・30	
控除対象扶養親族 (16歳以上) (平16.1.1以前生)	サトウ タカオ	子	15・3・30	
控除対象扶養親族 (16歳以上) (平16.1.1以前生)	佐藤 隆雄	父	16・5・8	

「源泉控除対象配偶者」あなた (平成31年 (2019年) 中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。) と生計を一にする配偶者 (青色事業専従者として給与の支払を受ける人を除きます。) で平成31年 (2019年) 中の所得の見積額が85万円以下の人を源泉控除対象配偶者に該当します。

「源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号」を記載します。マイナンバー記載不要

「A」欄には、源泉控除対象配偶者の氏名などを記載します。 ※あなたに源泉控除対象配偶者に該当する人がいない場合には、「A」欄に記載する必要はありません。

控除対象扶養親族は、年齢16歳以上 (平成16年1月1日以前生) の扶養親族を記載します。

源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合に○を付けます (親族関係書類の添付等が必要です。)

控除対象扶養親族が、年齢70歳以上 (昭和25年1月1日以前生) の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。 ①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人であるとき ⇒ 「同居老親等」 ②その人が①以外の人であるとき ⇒ 「その他」

区分	該当者	本人	同一生計配偶者 (注2)	扶養親族	寡婦	特別の寡婦	寡夫	勤労学生
障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	一般の障害者	○						
	特別障害者							
	同居特別障害者							

左記の障害者等に該当する (人がいる) 場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

左記の内容 佐藤隆雄、身体障害者3級 身体障害者手帳 平成26年4月11日交付

【同一生計配偶者】 あなたと生計を一にする配偶者 (青色事業専従者として給与の支払を受ける人を除きます。) で、平成31年 (2019年) 中の所得の見積額が38万円以下の人を同一生計配偶者に該当します。同一生計配偶者で障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

年齢16歳未満 (平成16年1月2日以後生) の扶養親族も対象となります。

あなたが寡婦、特別の寡婦、寡夫、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

控除を受ける他の所得者	氏名	あなたとの続柄	住所又は居所	異動月日及び事由

○住民税に関する事項

氏名 (フリガナ)	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外 (平成31年 (2019年) 中の所得の見積額)	異動月日及び事由
16歳未満の扶養親族 (平16.1.2以後生)		子	17・10・15	東京都板橋区大山東町35-1	0円	

年齢16歳未満 (平成16年1月2日以後生) の扶養親族を記載します。

国内に住所を有しない扶養親族

◎ 「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。



受けるために提出するものと、お読みください。 者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出することをご確認ください。

# 記載上の注意事項

## ◆平成31年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書◆

### 1. 必須事項

- 職員番号(申告書中央の枠内)     押印(またはサイン)
- 氏名(フリガナ)     生年月日     配偶者の有無(○をつける)
- あなたの住所又は居所・・・**住民票のある住所を記載**(現住所と相違していても可)
- 世帯主の氏名・・・**住民票のある住所の世帯主を記載**
- あなたとの続柄・・・**住民票のある住所の世帯主の続柄を記載**

### 2. 扶養親族がいる場合

#### A. 必須事項

- ・氏名(フリガナ) ・あなたとの続柄 ・生年月日 ・住所または居所
- ・平成31年中の所得の見積額 →注)

#### B. 記載欄

扶養親族が配偶者の場合 **A欄**に、16歳以上の場合は **B欄**に、16歳未満の場合は申告書下部の「**住民税に関する事項**」の欄に記載する。

平成30年分からの変更点

注)控除の対象となるのは、平成31年中の所得の見積額が以下の場合のみ

- 源泉控除対象配偶者に該当するのは、  
申告者本人が **900万円以下** (給与所得だけの場合は収入額が1,120万円以下) で、  
扶養される配偶者が **85万円以下** (給与所得だけの場合は収入額が150万円以下) の場合
  - 控除対象扶養親族に該当するのは、  
扶養される者が **38万円以下** (給与所得だけの場合は収入額が103万円以下) の場合
- ※所得の見積額が上記を超える場合、記載しない(控除の対象とならない)。  
※所得・・・収入から必要経費を差し引いた金額。(下表[A]の金額)

#### 【所得の見積額 計算表】

所得の種類	収入金額等①	必要経費等②	所得金額(①-②)
	円	円	(マイナスの場合は0)円
給与所得 (1)		650,000	
事業所得 (2)			
雑所得 (3)			
公的年金等収入		※	
配当所得 (4)			
不動産所得 (5)			
退職所得 (6)		(退職所得控除額)	(①-②)×1/2
(1)~(6)以外の所得 (7)		(うち特別控除額 円)	一時所得又は長期譲渡所得は1/2
(1)~(7)の合計額[A]			

※公的年金等収入の  
必要経費(控除額)の算出方法

- 65歳未満(S30.1.2以降生まれ)で、  
公的年金等の収入金額合計額が
  - ・1,300,000円以下の場合→700,000円
  - ・1,300,000円超1,633,334円以下の場合  
→(a)×25%+375,000円
- 65歳以上の場合→1,200,000円  
(S30.1.1以前生まれ)

※日本以外に居住する親族に対して扶養控除等の適用を受けようとする場合には、「非居住者である親族」欄に○印をつけ、『親族関係書類』(これまでに提出している場合は不要)を提出すること。なお、H31年の年末調整までに『送金関係書類』の提出が必要となります。

詳しくは、教職員専用サイトの通知および国税庁HP等をご覧ください。

国税庁HP(国外居住親族に係る扶養控除等の適用について)

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/kokugai/index.htm>

### 3. 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生

・自身又は扶養親族がこれらに該当する場合、「障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生」欄の□にチェックを入れ、「障害者」の表及び「左記の内容」欄に、該当する事実や人数及び氏名を必ず記載する。

※年齢 16 歳未満の扶養親族も対象となりますので、ご注意ください。